

那須烏山市社会福祉協議会第一号訪問事業運営規程

平成 28 年 4 月 1 日

規程第 4 号

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会が開設する訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う第一号訪問事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な第一号訪問を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活援助その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 那須烏山市社会福祉協議会 訪問介護事業所

所在地 那須烏山市中央 2 丁目 17 番 13 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1 名以上

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

2 サービス提供責任者 1 名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する第一号訪問の利用申し込みに係る調整、職員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

3 訪問介護員等 常勤換算方法 2. 5 名以上（サービス提供責任者を含む）

訪問介護員等は、第一号訪問の提供にあたる。

4 従事者 1 名以上

従事者は、第一号訪問の提供にあたる。

5 事務職員 1 名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 原則として、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日とする。

(ただし、国民の祝日及び 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までを除く)

2 営業時間 原則として、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。

3 電話等により 2 4 時間常時連絡が可能な体制とする。

(第一号訪問の内容及び利用料等)

第 6 条 第一号訪問の内容は次のとおりとし、第一号訪問を提供した場合の利用料の額は、那須烏山市が定める基準によるものとし、当該第一号訪問が法定代理受領サービスであるときは、利用

者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

(1) 生活援助

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う第一号訪問に要した経費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 実施地域を越えた時点から、片道おおむね10キロメートル未満 300円

(2) 実施地域を越えた時点から、片道おおむね10キロメートル以上 500円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 事業所の職員は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、那須烏山市とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 苦情解決体制の整備

(3) 訪問介護員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について訪問介護員への周知

(身体拘束等の禁止)

第10条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従事者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従事者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(感染症対策等)

第11条 事業所は、事業所内において感染症が発症し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。

(1) 感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識・技術の向上に努めます。

(2) 感染症の発生及び蔓延防止のための指針を定めます。

(3) 感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底いたします。

(職場におけるハラスメントの防止)

第12条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 (平成28年規程第4号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第7号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規定第12号)

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第5号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年規程第3号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。